

明治の哲学館事件

小倉竹治

一 事件の顛末

- 二 当事者間の論争
- 三 学界の論争
- 四 言論界の論評
- 五 むすび

するのが本論の意図するところである。

私立哲学館は、文部省令により、明治三十二年（一九〇〇）以来その卒業生には、中学校、師範学校教員の無試験検定の資格を与えられたのである。三十五年、三カ年の課程を修了する者のため、十月二十五日から三十一日まで卒業試験が実施された。制規として文部省から、視学官隈本有尚・隈本繁吉（隈本は視学官有尚を指す）の両名以下属官が臨監されたのである。^②

いわゆる哲学館事件は明治三十五年（一九〇〇）十二月十三日私立哲学館（現東洋大学）に発生した。この事件は旧道德と倫理学説との一大衝突として、当時の教育界、学界に大衝動を与えた。学者・教育家・政治家などが、雑誌に、新聞に、あるいは講演に、筆陣錯綜、轟々たる世論は殆んど停止するところを知らないほどの騒ぎをまき起したのである。

しかし、事件は今から七十余年の時の流れがあり、関係者も今は亡く、社会人の耳には遠くなりつつある。しかし現在の教育上から考量するも、緊要な問題を含み、種々の示唆を与えられる。よって残存資料を蒐集分析、公正な観点から事件の真相と経緯を明らかにしようと

この事件の発端は、中島徳蔵講師担当の倫理科の問題の一つに「動機善にして惡なる行為ありや」の一条があり、中島講師は、英國ムイアヘッド原著（Muirhead's Elements of Ethics）日本桑木敏翼補訳倫理学（富山房発行）によつて、つとめて開発的に倫理を教授したため、生徒のある者は、多少原意に違う解答をしたものもあり、その中の一人は、前掲書の左の趣旨を叙述したものもあった。

人は彼が予知せざりし結果に対しても、之を予知せざりしてふ事実に責任ありといわばともかく（その結果そのものには）責任ありといふをえず。且又単に彼の志向たるに止まりて、動機ならざりし結

果の部分を見て、之に善惡の判断を下すべきものにあらず。しからず。自由のために弑虐をなすものも責罰せらるべく、自ら焚殺の料に供せんがために、溺死に瀕せる人を救える暴君も弁護の辞をうべし。唯それ吾人が動作全体を計算し、(1)その結果が全体として善なるか、はた惡なるか、(2)是等の結果が當の目的なるかの問題に答えたる後、吾人は始めて之につきて道徳的判断を立つるの権利ありとするなり。

視学官隈本有尚は、生徒の答案にも該書における議論と例証とを引き、動機善ならば惡しき行為も必らずしも惡しからず、クロンウェルが自由のために、その君主に対し弑虐を加えたる一事も、亦必ずしも惡しき行為と見なすべからず。云々の圈点の箇所のごとき意味あるのを発見し、雑談の際隈本は、中島講師と次のような問答をした。隈本「マイアベッドの主義に批評を加えたりや。」中島「講じおる主義は大体この程度の生徒に適したりと認むる本なれば別に批評せず。」と答えた。視学官はつづいて「伊庭(明治三十四年二月二十日星亭を刺殺した人物)の所為は如何」中島「不可である。」隈本「彼の動機善なるにあらずや。」中島「否。彼の動機は単に主觀的感情的にして善にあらず。」隈本「然れども動機善なれば弑虐も悪にあらざるにあらずや。」中島「弑虐も絶対的に不可なりといいうにあらず、唯己むをえざる非常の場合にありて、その動機もし善ならば、之を認むこともあるべし。本朝さる不祥の例なしといえども、西洋においてクロンウェルの所作のごときは、史家の是認を受けたるが」とし。」隈本「グリーンも然かく説くや。」

中島「然りと信す」(吊略)隈本(有)視学官と中島講師との間にとりかわされた問答の要点は以上のようにであった。

十一月初旬、中島は文部省に隈本視学官を尋ねて、次のような弁明をした。^⑥

一 「ム」教授の倫理学の動機の解釈を詳かにし、その決して国家の秩序を破壊せんとするにあらざること。

二 中島が一般弑虐に関する理論上の見解も、亦かつて孟子のごとき架空論にあらず。したがつて動機善なれば弑虐を是認することあり

綿たるわが国においては、夢にだも見る能わざること。

三 この意見の今日になざるにあらずして、既に中島が三十一年度帝国教育会においてなしたる講義筆記はその一班を知るべく、又十三年度哲学館において出版せる「倫理学概論」中、孟子の弑逆説を排するの章、及び日本国体の精華論を参考せんこと。

中島は右概論一部を進呈して辞去したが、同月中旬、文部省から哲学館に対して左の照会があつた。照会というよりは詰問状が下つたと見るべきであろう。

文部省
文書課
普甲三八六三号

貴館教育部第一科ノ倫理學ニ於テハ動機ト行為トノ関係ニ付キ如何ナル趣旨ニ依リ教授セラレ候哉詳細承知致度此段照会候也

明治三十五年十一月十五日

文部省普通学務局長事務取扱 岡田良平

私立哲学館長 文学博士 井上円了殿
追テ去月二十五日施行シタル本文学科目試験ノ生徒答案ヲ差出サ
レ度此段申添候

文部省からの照会にたいして、次のような答申をした。⁽⁸⁾
哲学館教育部第一科ノ倫理學ニ於テ動機ト行為トノ關係ニ就イテハ
大体左記ノ書ノ趣旨ニ通ゼシメ候

英國ムイアヘッド原著

日本桑木嚴翼補訳

倫理學（富山房発行）

即チ右書第二編第一章第二十節ヨリ第二十五節マデノ處ニ有之候也

明治三十五年十一月十九日

哲学館講師 中島徳藏

哲学館主 井上円了殿

本月二十七日附普申三八六三号ヲ以テ御照会ニ相成候本館教育部
第一科ノ倫理學ニ於テ教授シタル動機ト行為トノ關係ニツキテハ別

紙倫理學担当講師中島徳藏ヨリ申出候趣旨ニ相違無之候為念ムイヤ
ヘッド原著桑木嚴翼補訳倫理學一部相添此段及答申候也

明治三十五年十一月十九日

私立哲学館主 文学博士 井上円了

文部省普通学務局長事務取扱 岡田良平殿

右の答申書を提出したうえで、井上館主が洋行不在中であつたため、
その代理である中島講師は、右の趣旨の徹底をはかるため、岡田普通

学務局長代理に面会して口頭で上申し、「余（○岡田局）は了解せり」と
の返答を得たのである。さらに十二月八日検定委員会会長の山川健次
郎に面会し、諒解を求めたところ、「大不都合事である。」という意見
を聞くに至った。そこで、同日午後検定委員会事務長を文部省に訪ね
て、屢々説明したうえ、免許状下付促進の依頼をして、事務長の承諾
を得るまでに至ったのである。⁽⁹⁾

ところが、十四日野尻精一視学官（高師初代校長）⁽¹⁰⁾は、私交上の誼を以て、
哲学館講師の一人である湯本武比古を訪い、十三日に同館が認可を取
消され、その命令が府厅に廻されたことをつけ、その理由として、左
の数条を語られた。

一倫理科教授は、右処分の主因にして、他の設備等の為にはあらざる
こと。

二教科書は、国体上軽からざる不都合事を含有せしこと、もし卒業生
が、此等の意味にて、中学校、師範学校にて教授せば容易ならざる
こと。

三教師が不都合なる考え方を有しることは、（A）哲学館より文部省へ
差出せる書面及び中島講師の哲学館へ差出せる書面（B）生徒の答案
に依然右不都合の文句を引用せること、（C）その不都合の文句を引
用せる生徒に最高点を与えたること。有形書面より総合して考えれ
ば、倫理科教授に不都合あるは掩うべからず、したがつてかかる教
師を聘用しあれる哲学館の罪は、寧ろその閉鎖をも申付くべき所な
れども、兼ねて同館の内情をも察するがために認可取消の命令に止

めおくものなり、

四倫理科主任教師は、責を引いて辞任せしむるを当然とす。

右の話を告げて、倫理科主任教師の引責辭職のことを哲学館が自主的に行うことが上策であることを告げたという。

十二月十八日、認可取消の命令は、府庁区役所を経て到着した。そこで哲学館安藤弘幹事は、早速文部省に出頭して、その理由を聞いたところ、野尻視学官は、大体湯本武比古に告げたると同様のことを告げた。

私立哲学館主 文学博士 井上円了

貴館教育部第一科及第二科卒業生ニ対シ明治三十一年文部省令第二十五号第一条取扱ヲ与フルノ件ハ自今取消ス

明治三十五年十二月十三日

文部大臣理学博士 男爵菊池大麓⁽¹⁾

超えて三十六年（一九〇三）一月二十二日に至り、哲学館今回の卒業生は、中学校、師範学校教員無試験検定に文部省から小石川区長を通じて、不合格の通知に接した。⁽²⁾

客年十一月十四日付ヲ以テ加藤雄三外三名教員検定願書提出ノ処右ハ検定不合格ノ旨其筋ヨリ申越候条及伝達候也

明治三十六年一月二十一日

小石川区長 石井義弘

私立哲学館長文学博士 井上円了殿

以上のような経緯によつて、哲学館卒業生に対する中等教員免許状

無試験検定取得権は取消されたのである。しかし、文部省当局者が哲学館関係者に告示したその理由については、文書ではなく口頭であつた。が要するに

文部省は「マイアヘッド」の主義学説を不穏当とは思わないが、その引例中「自由の為試験云々」の文字があるのを批評もせず、抹殺せず、特にその大不都合たるを注意せず、そのままに教授していたのを罪したことは明らかである。その結果

(1) 哲学館今回の卒業生は、既得の権利として無試験検定を出願せしも、不合格となりしこと。

(2) 自今卒業すべき第一科（倫理教育）第二科（国語漢文）の生徒、即ち目下の第三二一年の生徒は、未だ「ム」氏の不都合なる引例を教授せられざるも、右同様資格を得る特權認可を取消されたること。

(3) 中島徳蔵講師は、右不都合に坐して、哲学館及び官立東京高等工業学校講師を論旨退職せしめられたこと。

これが世にいう哲学館事件の顛末であるが、これを契機として、当事者間並に学界の論争、言論界の大問題として、普通の時事問題とはいささかその性質を異にして、学問上に關係を及ぼした問題として、とりあげられるに至つたのである。

註① 私立哲学館は明治二十年九月、井上円了の創立にかかり、三十七年四月哲学館大学となり、三十九年六月東洋大学と改称して今日に至る。

② 中島徳蔵・哲学館事件及余が弁解（丁酉倫理会 倫理講演集 第十一九一页）

③ 二十二歳にして郷里の群馬県公立小学校長に聘せられ、スペンサーの教

育論をもって声名あり、明治二十四年、二十八歳帝国大学哲学科選科入学、

後の東洋大学第六・七代学長

④ 桑木巖翼補訳・倫理学六六一九頁(Muirhead's Elements of Ethics p. 62)

⑤ 前掲・丁酉倫理講演集 第十一 九二頁

⑥ 同前・九三頁

⑦ 東洋大學・東洋大學八十年史 八五頁

⑧ 同前・八六頁

⑨ 前掲・丁酉倫理講演集 第十一 九六頁

⑩ 同前・九六頁

⑪ 清水清明・哲学館事件と倫理問題 一二三一頁

⑫ 東洋大学・東洋大学五十年史 八八頁

⑬ 同前・八八頁

⑭ 前掲・哲学館事件と倫理問題 一二頁

⑮ 井上哲次郎・近時の倫理問題に対する意見(太陽第九卷 第六号 六三
頁)

二 当事者間の論弁

事件勃発の直後、明治三十六年(1903)一月、哲学館が次のような声明を発表した。

稟告⁽¹⁾

昨年十二月十三日わが哲学館は文部大臣より予て許可相成おり候明治三十二年文部省令第二十五号第一条の取扱(卒業生の中学校師範学校教員無試験検定の特典)を取消され候るに井上館主は洋行不在中付本館出身にして本館に関係せる者は一同協議の上謹慎の意を表し慎重の態度を取ることに決議致候間すべて該事件に関しては何等

の意見をも発表不致候間左様御了承相成度此段本館々賓館友出身者の諸君に稟告致候
明治三十六年一月
かくのことく、哲学館当局は口を閉して該事件について語らず、謹慎の意を表していた。すなわち徒らに文部省を刺激することの不利なるを考えた私学の弱さを見ることができる。しかし先ず問題としてとりあげたのは、新聞の報道である。

事件直後十日の「日本」新聞は「雲間寸観」と題して次のような記事をかけている。

(前略) 哲学館の講師に中島徳藏という文学士がいる。独逸の何とかいう学者の著述にかかる社会主義に関する道德説を講義していたが、一日突然文部省視学官の隈本繁吉というのがやつてきて、この書物を講義するのはけしからんとのことで、右学説に対する生徒の答案を求めて帰った△尤も右書籍中には、頗る過激なる議論もあって、それで中島が工業学校にいる時分、この学説を生徒に講義したからとて、同校を免職されたが、哲学館に來ても矢張り右の学説を講義していたのじや△さて隈本は文部省に復命してその結果哲学館は直に指令を取消された、指令といふのは是迄哲学館卒業生は、文部省の検定試験を要せずに、中学校師範学校の教師たる特權を得てあつたが、すなわちその特權をはぐ奪されたのである。(下略)

これは哲学館事件が新聞に出た最初であるが、この記事の中には幾多の誤伝がある。中島は文学士でもなく、社会主義的な道德説を講義

したこともない。視学官が突然来校したのでもなければ、その首席は隈本繁吉ではなく隈本有尚である。東京高等工業で過激な学説を講義してクビになつたなどは全くのまちがえである。中島はとりあえず書を寄せて、その誤謬の点を指摘し、今回の出来事について略述したものが、同三十日の「日本」新聞に掲載された。しかし、その記事があまりにも簡単であつたため、世間の人にはその真相が了解できないようであった。⁽³⁾

三十五年（一九〇三）も明けて、三十六年（一九〇四）一月二十二日、哲学館の第一回卒業生はいよいよ検定不合格の通知に接した。ここに中島は「何等の意見をも発表不致候」と前に公表した稟告など顧みるどころではなくなつた。独自で一個人の考えをもつて、認可取消事件の顛末を発表し、是非を世論に問うことにした。この「哲学館事件及余が弁解」なる長文は、

- (1) 余が哲学館事件を世に問う理由
 - (2) 哲学館認可取消事件の顛末
 - (3) 処分
 - (4) 倫理教授及教育行政上の問題
 - (5) 高等倫理教授に關する余が弁解
- の章節よりなり、長文の公開抗議書であつて、哲学館事件の経緯を詳説し、中島講師の立場を明らかにしたものである。
- 彼は本論文のむすびとして、次のごとく論旨を要約している。
- 要するに、余が弁解の辞は左の数条に帰着す。⁽⁴⁾
- 以上中島の公開抗議に対し、当の責任者とも見られる隈本視学官は、

(1) 這般の論議を惹起せしは、その惹起せし点において多罪なりと信ず。

(2) 今回の事件の問題は、主として教師の教授上の注意の至らざりしや否やにあり。而して卒業生は与らず、哲学館は与らず。何ぞ況んや自今卒業生をや。

(3) 教師の注意不注意に関しては、當該教師の判断あるいは正当を欠くを計り難しといえども、しばらく余が学友の意見に参照して考うる所によれば、必らずしも不注意と見なすべからざるに似たり。

(4) その理由左のごとし。

(a) 彼（マイアヘッド）の立言は、抽象的たるに止まること、即ち理論的解釈の際にして、直接「今」「此所」に応用したる委細の実行的指導にはあらざりしこと。

(b) 本系の主義論にはあらずして、傍系の引例たるに止まること。

(c) 抽象的真理は、有機的組織的に觀察してこそ、その教育上不都合たるや否やを判じ得べきも、その片言隻語の言葉尻をとらえ、強いて我意を以て邪推すべからざること。

(d) 生徒の答案に現われたりというは、本末軽重を誤りたる謬見なること。

(5) 高等倫理教育上、這般の問題については、余は敢て自身の正しきを主張せず。もし世の学者・教育家の合理的な解釈によりて、余が非を明らかにし、蒙を開くものあらば、余は翻然過を改むるにやぶさかならざるなり。

明治三十六年一月二十九日読売新聞の質問に対し、次のような弁明を発表した。

お尋ねに従い、一応哲学館の認可取消事件の事実をお話しいたそう。

哲学館には教育部というがあつて、この部を卒業した者は、無試験で

中学若くは師範学校の教員になれる資格を備えていますが、その卒業試験の時には、文部省から視学官が出張して、その問題並に答案を検定することになっています。さて此度の試験に際して、私が出張を命ぜられて行って見ると、その時の試験問題が、「動機善にして悪なる行為ありや」というので、学生は何れも動機善なる時は行為も亦善なりとの意味の答案を差出しました。そこで私は如何なる教科書を用いているかと聞いた処が、マイアヘッド倫理書を用いているという事でした。依つてなお私は講師に向つて、此の倫理書を説明若くは批評を加えているかという事を尋ねた処が、講師は書物にある通り教授して、別段説明や批評等を加えぬとの返事でした。

帰來私は右試験の顛末に付、一篇の意見書を上局に差出し、マイアヘッドの倫理書に少しも説明を与へず原書のまま教授するは穩當ならぬ旨を具申した処が、文部大臣は早速書面を以てその事実を照会に及び、もしや一視学官の誤解に出づるにはあらざるかを問合せた処が、井上館主と中島講師は、調印の上試験問題を始め答案の事並にム氏の倫理学書に説明を加えざる旨、私が上申した如く回答して来ました。

そこで文部大臣は参事官並に学者に諮詢して、その可否の取調を命じた処が、ム氏の倫理は一つの学説には相違ないが、之を完全の倫理と

して、而も将来教育の職に当る者が、その主義を執るに至つては穩かならず、且講師が倫理書をそのまま講じて解説を与へざるは、注意を欠きたるものと認めて、遂に同館卒業生の無試験検定の認可を取消すに至つた次第であります。

全体私の意見では、教授法を改正すれば、認可を取り消すにも及ぶまいという考えですが、之は省議で一決した上ですから予議ない事で、伊庭想太郎や島田一郎、来島恒喜、西野文太郎の行為も非認され釈となり、日本の国体上容易ならぬ事にもなりましようから、学説は学説として、講師たる人は学生の誤解を避けるため、説明を加え、批評を添えねばなりませんが、之をせぬのは注意を欠いたもので、文部省では之を過失と認めたのであります。

この隈本視学官の弁明に対し、中島は黙過することができます、それは、さきに文部省が処分の理由としたところと、隈本視学官の公表指摘したところに、見のがすべからざる相違がある。中島は学者の良心に従つて、直ちに「^⑦読売新聞」に駁撃の筆を執ったのが「文部省視学官の言果して真ならば」の一文である。この中で「昨、吾人は文部省が一個引例の不都合を咎めしを聞く、今にして始めてその学説の不穏當を罪せしを見るなり(中略)而も文部省は学者学説に向つて相應の礼儀を尽し、これを軽々に処断せずして、特に専門家の鑑識を経たりと称す。何ぞ其れ視学官の心事の公正にして、文部省の處理の周到遺憾な

きに似たるや。文部省の鑑定者たりし者、何ぞ公然意見を発表して吾人と社会とに教えざるや。吾人は虚心坦懐、その説を聴くを切望するものなり^⑯と迫つてゐる。

中島はまた「吾人は学説の当否を論する権利あり、又義務あり。隈本君が所謂専門の学者は、茫として捉うるを得ず。吾人は暫くこれに擬するに学者としての隈本君を以てする可ならんか。吾人は敢て再び言う。同君の「ム」氏学説論は全く誤ると。何を以てこれを云うや曰く、隈本君は(1)「ム」氏の「自我」を誤解す。(2)「ム」氏の「動機」を誤解す。(3)「ム」氏の「志向」を曲解す。(4)直観説を誤信す。蓋し同君が吾人に告げし處、及び読売記者に語りし所は僅々の数語に過ぎず。而れ共その中既に四個の誤謬を指摘することを得。」と立論し、中島は自己の学説に対する所信を説明している。

この反駁に見らるることなく、認可を取り消したときの文部省の語つた理由（文書にあらず口頭であった）と、隈本視学官の語るところ（読売新聞明治三十六年一月二十九日付）に、重大な食い違いがあり、この点中島の立場からは黙し難いところとして、この反論となつたものである。この事件の重要なポイントの一つであり、倫理学者として立倫上々指摘して隈本の考え方の誤謬を明言している。かくして大いに文部当局を詰問した。⁽¹⁰⁾

ちなみに、隈本視学官は、中島講師と共に丁西倫理会の会員で、中島とは倫理学上の意見を異にしていたので、今回のような事態が惹起したのだと評する者もあった。⁽¹⁾

四

こうして哲学館事件は次第に学界、教育界ならびに一般社会の大問題として取りあげられるに至った。このように展開してきたので文部省も、黙過していることができなくなり、同年（明治三十六年）二月十五日重ねて次のような声明書を「時事新報」に掲載した。

哲学館事件に関する文部当局者の弁疏事情は略ぼ上陳の如くなるが、右についてここに世人の誤解しおれるようと思われるは、文部省は努めて私立学校の撲滅策を講ぜんがために、き細の過失をとらえていて哲学館を排斥せし如く考えおる者あるがごとしといえども、文部省は決してさる偏頗なる所置を施さず、哲学館にして若し今後共國家に危険なる倫理學説を唱導するものと信ぜば、断然閉鎖を命ずることもあらんのみ、事のここに出でざりしは、単に一箇の不注意、過失と認めたるが故なり。哲学館はたとい今日認可を取消されたればとて、決して今後倫理学の教育をなしえざりしにあらず。又その卒業生も成規の手続を経て検定試験を受け、合格すれば一般の中等教員たるをうべきこと、他の私立学校と毫も異なる所なかるべし。次にムイアヘッド氏の著書を、文部省が教科書として採用することを認可せるがごとく伝うるも亦誤解なり。本来認可学校が教科書を採用する際においては、一応文部省へ届出づべき筈なるに、右教科書については、絶えてその事なく、届出なければしがつて本省に於ても認可したる覚えなし。この一事既に已に成規に反するのみならず、原書の訳者桑木氏の訳書第一版においては、此度不穏なりと認めたる引例をそのままに記載せるも、同氏も該引例の甚だ不穏なりしを覺悟せしと見え、その後

第二版以後に於て之を抹殺改訳せり。故に同館の講受用には、恐らく第一版を採用したるものなるべし。以上の如く教科書採用の点に關して同館は既に過怠の責あり、之に加うるに教授上の不注意を以てす。

文部省が同館の認可を取消したる、蓋し苛酷の処置にあらざるべしと信ず。本件に關しては、爾後中島氏と隈本視学官との間に、多少の議論ありたるやにて、中島氏は二三の新聞紙上にて駁論を掲載したるよし、学者が學問上の意見を公にするについて、敢て他の掣肘を受くべき限りにあらざれども、ただ隈本氏の議論は、隈本有尚一個の議論にして、文部省の省議としては、別に決する処ありて、先般の処分に出でたることを承知せられんことを望む。⁽¹²⁾

この声明は、文部省としては、極めて常識的な判断を示して、事務的に今回の処分に出たことを明らかにしてい。しかし当事者たる中島は、この弁疏に対し、「文部當局者に告ぐ」の一文を二月二十一日以後の「読売」「日本」「時事」に寄書して論弁している。その要旨は、⁽¹³⁾

①「ム」の教科書は從來文部省が是認しあれるは争うべからず。むしろ哲学館は教授の注意上、文部省にならないしは事實なり。

②文部省が本筋とする思想のためならずして、傍系の引例のみのために大処分を決行せしは、常識上理解すべからざりしが、今にしてその單に引例のみならず、「ム」氏の動機論を罪せしを見る。而して桑木氏が読売紙上に弁ぜし用意とは、大いに異なるなり。

③「ム」氏の動機論の真偽は暫く措き、それは決して危険なるものに

あらず。危険なりとなせしは、文部當局者がこれを誤解せるによるや明らかなり。

④文部省は「ム」氏が動機善なれば、手段は構わざと説ける如く論告すれども、これ亦誣妄なり。今回問題の主点たる文章そのものこれを証して余りあり。

⑤文部省は教育上直観説以外の学説を排斥せんとするものごとし。これ一般教育界に取りて緊急を要する大問題たり。

以上の考察果して誤りなからしめば、文部省は明かにその誤解のために、却つて哲学館と余とに大処分を加えたると見るべし。聞く。この程、行政上の処分は法律上これを訴うるに所なしと。無制裁の権威を以て訴うるに所なきものに臨む。當局者の道德上の責任や重且大なり。余は法律上理由を問うの権利なきものなり。然れども道德上文部省のご趣旨を明知するの権利あり、又義務あり。由来訴うるに所なきもの、思はず説を長うす。

と結んでいる。この駁論によつて見るとく、中島は哲学館がその教科書の届出に過怠のあつたことは、端的に認めてい。他の一点すなわち文部省は右教科書中不穏の一節について、その訳者桑木博士もその第二版において抹殺改訳したという事實をあげて、その見解の正当を主張する文部省に対しての反駁が中心をなしてい。

これに対し、文部省は、三度、哲学館認可取消処分の理由を三月一日付で「時事新報」に寄せていく。

哲学館の認可を取消されしは、講師がムイアヘッドの倫理説により

東洋哲学 第十編第三号 一七八頁

丁酉倫理會・倫理講演集 第十一、九一一〇七頁

前掲・倫理講演集 第十一、一〇六一七頁

明治三十六年一月二十九日 読売新聞

明治三十六年二月三日四日 読売新聞

同前

同前

同前

東洋哲学 第十編第三号 一七八頁

柳井正夫外・中島徳藏先生 一〇〇頁

明治三十六年二月十五日 時事新報

前掲・哲學館事件と倫理問題 四二一五五頁

明治三十六年三月一日 時事新報

同前

前掲・哲學館事件と倫理問題 二五五頁

前掲・哲學館事件と倫理問題 二五五頁

前掲・哲學館事件と倫理問題 二五五頁

前掲・哲學館事件と倫理問題 二五五頁

三 学界の論争

「中島徳藏君並びに哲學館は、余の先年訳述せし倫理書のために不
憫の奇禍を買えり。今中島君蹶起して世論に是非を正すに至り、余の
知友又遙に書を寄せて、事の真相を問う者あり。この時に当つて訳者
たる余は、原著者に対する義務として、終にこの一文なき能わざるな
り。」と「マイアヘッド倫理書について」と題し明解なる論説を「読

木巣翼は、

しかし中島講師のいう所は、行政処分と学説とを混同している疑い
があるとして、隈本視学官は、中島講師とその頃丁酉倫理會で議論を
たたかわしたとも伝えられている。

註① 東洋哲学 第十編第二号 二四頁

② 明治三十五年十二月二十四日「日本」新聞

「壳新聞」に發表した。その核心は、一月二十九日の読売新聞によるに、隈本尚君はムイアヘッドの倫理説を以て、「将来教育の職に當る者が、その主義を執るに至つては穩かならず。」とし「目的が善ければ手段は構わぬ」と説くものありとするがことし。隈本君の所謂「稳ならず」とは学説全体に關するか、あるいは動機論のみに關するかが詳かならずといえども、学説全体についていいうものにあらざるべきは、余の信して疑わざる所なり。

ただ夫れ手段論が不穩當なりと言ふにあらんか、ムイアヘッドの書中何れかかくの如き解釈を下すべき所あるぞ。「人は彼が予知せざりし結果に対するは之を予知せざりしてふ事實に責任ありといわば兎も角(その結果そのものには)責任ありというえず。且又、單に彼の志向たるに止まりて動機ならざりし結果の部分を見て之に善惡の判断を下すべきものにあらず。これ偶然の結果に對して人は莫大の責任を有せざること、志向のみを分離して道徳的判断を定むべきの不可なることを言えるのみ。目的の重きたることはこれあるべし、然れども如何なる手段にても可なりとは、如何にするもこれより演繹しうべからざる結論なりといわざるべからず。(中略)なお「氏は社会の有機的見解を奉じて十八世紀の個人主義を非難せり。即ち氏の説を以て粗笨なる民權自由の説と同一視するは、奴弁の徒の難詰と類を同じうするものにあらずや。苟くも普通学の智識を備え、更に実踐倫理、倫理学史、哲学史等の講義に接せし学生にありては、この点において誤解なきや明らかなり。又況んや國体の理に明にして、日夜その中に生息する者

にして、猶これに惑うものあらんや。若しだだこの一語不祥なるが故に排すべしとせば、バイブルもプラトーンもシェークスピアもゲーテも等しく「禁ぜられたる果実」ならんのみ。余はかくの如き中世寺院的教育法の近世に再興せらるべきにあらざるを信ず^②。中島がこれまで繰り返し反論してきたことについて裏付けして、文部省側の説を排して、中島の主張を支持している。これは訳者の立場から当然でもあろうが、桑木は本説の末尾において、改訳に関しても言及し、

倫理学訳本第二版においては「レジサイド」云々の一句を省きて「しからずんば自己将来の惡業に資せんがために今暫く善根を施す者も賞賛せらるる等の弊を生ずるに至るべきなり。」といえる句を挿入せり。これ初学者未だ哲學的論法に慣れず、徒らにこの字句に拘泥して全体を唾棄せんことを慮り、先輩の忠告に従いて改刪せしなり。然るに書肆意のある所を察せず、第三版以下にて第一版の紙型によりして終に今回の椿事を生ずるに至りしなり。併せて之を記すとある。

この事は二月十五日の時事新報所載の文部省の弁疏にもとりあげて「故に同館の講受用には恐らく第一版を採用したるものなるべし」と述べている。この桑木博士の「倫理学」は、問題の部分が第一版に於て訂正されていたのに拘らず、第三版以下が書肆の不注意から、初版通りになつていたこと。これはこの事件で看過し得ない事項である。^③

これに対して、文部当局者の側には之に応答するものなく、二月七日の「読売」隣の増欄に隈本は別に意見あれども今はいうべき時にあ

らず云々の噂を掲げている。訳著桑木博士のこの断案によつて、大方の世論は收拾し得られるものと思われた。ところがここに横合より一の援兵あらわれ、中島に対し反対論が発表された。それは東大哲学科出身で、第一高等学校独逸語教授の丸山通一である。丸山は二月十五日の「国民新聞」隔週附録並に十七、八両日の読売紙上に、「マイアヘッド動機論の真相」と題して、「マイアヘッド」の所説の欠点を指摘し、以て桑木博士の所論を反駁した。丸山の論に「世論が文部省の処分を議するあり、中島君が自からその所信を明かにしたるはあり、桑木君がマイアヘッドのために弁じたるはあり、之が所説の欠点を指摘したるは未だあらざるなり。凡そ人の説を駁するはこれがために弁ずるが如く愉快なるものにあらず、且氏の説は既に我が国教育家の殆んど全体を通じて講ぜられる所なりと言えば、今にしてこれが是非を質すは既に遅きがごとしといえども、遅きは無きに優る、是れこの批評ある所以なり、若しこれに依つて多数教育家の反省を促すを得ば亦愉快ならずとせす。」と前置きして、問題の箇所の見解にふれ、「(中略)故に氏が目的と手段との関係を明かにせんとて、自由のためにする弑虐の例を挙げたるは決して穩當といふべからず、もとより氏の理論を実地應用するには先ず暴君暗主のある要するが故に、我が國の如く仁君明主を奉戴する所にありては、かかる学説の應用するの余地なきを以て、單に机上の空論と看なれば、この点においてこれを追窮するの必要は却つて少きがごとしといえども、眼界を大にして管理上公平に氏の所説を評せんと欲せば、終に之を弁駁するに至るを免れず。

且社会は賢人のみにより成れるにあらざることを思わば、かかる学説を唱うるの実際における利害も亦大いに慮からざるべからず。」と結んで「ム」の学説の欠点を指摘している。

果せるかな、この丸山の反論はこれまで轟々の世論に油をそそいだような結果となつた。

先ず桑木巣翼は之に対し二月二十一日の「読売」紙上に「丸山君の駁論について」の一文を寄せ、簡単に丸山の誤解を示し、詳細は三月一日発行の「独立評論」第三号に論弁すべき旨を告げている。⁽⁷⁾

桑木は「再びマイアヘッド氏倫理学書に就て」と傍註して「目的と手段」の題下に、丸山の説に駁論を加えた。⁽⁸⁾

丸山も亦再び立つて同じ「独立評論」第四号に「桑木君の目的と手段を読む」と題し、あくまで自説を主張して一步も下るまじき論陣を張つた。

更にまた藤井健治郎は「教育学術界」第六号に「丸山通一氏のマイアヘッド動機論の真相を読む」と題して中庸の説をなし、綱島栄一郎は「哲学館事件」に関し倫理学上動機の意義を論じ併せてマイアヘッド氏の動機論を評す⁽⁹⁾という長文の論説を発表し、マイアヘッドの説は多少の瑕疵がないわけではないが、わが国民を誤るほどの重大な学説ではない——と断定し、「誤れるかな文部の官人、須らく謝せ、中島氏に対し、はた天下に対してその失措の罪を謝せよ」と結んでいる。

この論難に対し、丸山通一は、三度起つて「再びマイアヘッドの動機論を評して綱島氏に答う」と題し、反論を展開して、マイアヘッ

ドの学説を難じ、綱島の所説が決して妥当ならざる点を指摘して止まなかつた。

これに対して、中島は同じ「独立評論」次号、別冊に「丸山君の論告に答う」と題する論文を以て答え、中島の結論の結びとして「今丸山君の論告に逢うて、又その処分の理由の根拠のすこぶる薄弱取るに足らざると思う。而れども、これは君が推論の余事にして、その本志一に真学説の樹立、真道徳の興立にあるを信ぜんと欲す。君それ筆を洗つて、根本的に、組織的に学理の闡明に努めよ。吾人亦説あり、將に他日を期して一層詳悉する所あるべし。」と結んでいる。

この中島の反論及び井上哲次郎の「太陽」第九卷第六号に発表した「近時の倫理問題に対する意見」なる論説に対して、丸山はなおも立ちあがつて、「独立評論」別冊に、「井上、中島両君の批評答弁を読む」の論説を発表、「彼の弑虐云々の一句のみ不穏當なるにはあらず。元来全体穩健にして、部分不穏當なりとか部分不穏當にして全体穩健なりとかいうは、非論理的の主張にはあらざるか。たとえ片言隻句の不穏當なるありとも全体はもはや穩健なるを得ざるべし」と立論し、マイアヘッドの学説を難し、井上、中島の所説にも反論してゆずらなかつた。

学問のため、真理探求のため、毫も私心を混えることなく、ひたすら自説の解説に忠実であった当時の学者の態度に対して世人は敬服の念を以て迎えたのである。

すなわち田中治六は「東洋哲学」誌上に「動機論」と題して、アリストートル、ソクラテス、カントをはじめ世界の大学者の学説を引い

て動機説に対する解説を下し⁽¹⁷⁾、元良勇次郎も亦「太陽」誌上に「動機論」と題して、目的と手段、結果についての論文を掲げ、結局マイアヘッドの説を肯定している。⁽¹⁸⁾

井上哲次郎は「動機論と結果論」を「太陽」に発表して啓蒙に努め、次いで「太陽」別冊に「近時の倫理問題に対する意見」⁽¹⁹⁾と題して、哲学館問題を論じ、前述の田中、元良両名の所説に反撃を加え、マイアヘッド説を排し、文部省の処置が当を得たものと力説している。井上の所説は限本、丸山の所説にも誤りを認めている。かつ中島講師の教授上にも過失があることを指摘しているように中正で注目すべき論説であるから次に「近時の倫理問題に対する意見」の要点を述べよう。マイアヘッド倫理学の全体は勿論穩健なものであつて、教育上何等の危険となる精僻も無いのであるが、何でかかる事件を惹起したか、是は唯この書中にある所の「動機善なれば弑虐も亦不可なし」との意味ある So judged, the regicide for the cause of freedom would be condemned, ……の一句が、少しく不穏當である。マイアヘッドはかかる不穏當なる引例を此所に挙げなくてすんだのである、これは著者の不注意といわなければならぬ。併しながらこの著書全篇の中に於て唯この一句が不穏當であるからといって、深く著者を咎める程のことでもない。我国のひとときにも購読されるということを予想したならば、このようには書かなかつたであらう。この一句のみによつてこれを論すれば、ただ目的を重んじ、手段を軽く見る所からしてこのように言つたのであって、目的は手段を神聖にするなどという考え方

は毛頭ない。併しながら此文句は確かに誤解を引き起し易いので、そうして実際誤解を惹起した。隈本、丸山二氏のごときは、この文句を解して目的は手段を神聖にするの意味あるものとした。わが国において錚々たる学者である是等の人でさえも誤解する程である。併しながらそれは誤解に過ぎないことを明白にしておかなければならぬ。

彼の文句は誤解を惹起し易いのであるから、之を授業する際、多少の説明を要することは明らかなる事である。ところが哲学館においてこれを授業する際、何等の説明もなきなかつたということは、これは授業をする者の不注意であつた。その不注意であつたということは千言万語も打消すに足らないのである。その不注意であつたということは、男らしくこれは公言する方が宜しいと思う。是は全く授業をするときの一つの錯誤であつて、それに気づいた以上正直に白状しさえすれば何も面倒はない。とにかく説明を要する所を説明しなかつたというのは、誤解を惹起するものにならぬとも限らぬ、そこで文部省がこれに對して行政処分を行つたのである。但しこの不注意に対する行政処分の当否如何は是は別論である。

またマイアヘッド倫理学を桑木博士が日本語に訳したが、その第二版に於てこの文句を削り去つて、他の当たり障りのない文句を入れえておいた。桑木は何故第二版にこの文句を削り去つたか、これは他ではない、この文句が誤解を惹起し易い、他日誤解を惹起しては面白からぬことであるからという氣遣いがあつたのであるからして、これだけの注意がやはり哲学館においての授業の際にも必要であつた。マイア

ヘッド自身神戸クロニクル紙に弁妄書を寄せて左のごとく言つている。
予は教授の方法については不案内なるも、英國の少年に教授するには、この種の書類は少なからざる説明を要せり、日本人は予の知る所を以てすれば、一層怜悧なるごときも、然もこの種の書を教授せんとせば、從来必要なりと信ぜられたるよりも、より多くの説明の必要ななるを信するなり。⁽²⁾

かようには英國の少年に教授するのでさえも、少なからざる説明をする程である。ましてかかる文句を日本人に教授するに當つては、多少の説明がなくてはならぬのである。是は用心の為である。これ程の注意がなければならぬということは、マイアヘッド彼自身の言う所に依つても疑ひのない所である。以上は井上哲次郎の反論の要旨である。一方、轟々紛々、帰するところを知らぬ有様にたまりかねた世の青年学徒は、左の檄文を発表した。かれらは哲学館事件の根本たる倫理學の理論的方面に関して、世の所謂学者・教育家の明白なる判断あらんことを望み、その解答を促したのである。掲載した新聞は二月十九日の「時事」「毎日」、二十日の「読売」「日本」、二十一日の「報知」「日出國」、二十四日の「万朝報」などであった。⁽²⁾

「哲学館事件に關し學界の識者に言す」

(前略) 表面に現れたる事實を見るに、この事件の由つて起れる直接の原因は、ム氏の動機説に対する見解と、及び中島氏が倫理教授の方法とに存す。これ實に識者の考究を待つて解決せらるべき問題にあらずや。諸賢苟も謗々、真理を愛し所信に忠ならば、何ぞ侃々条

理の存する所を論明して、以て天下の惑を解かざる。而も諸賢默々、見て知らざるもののごときは、豈学者の職責を全うするものならんや。又に国民の期待に副うものならんや。これ吾人後進者が、諸賢に迫りてその判断を促す所以也。（後略）

明治三十六二月十九日

帝国大学文科大学哲学科第三年生一同を代表し

石井波平 小山東助 高橋正熊

滝村斐男 三沢 純 謹白

いつ果つとも知らぬ世論のなかにあって、當時、倫理学会の最高峰と目されている丁酉倫理会々員の元良博士外十名は、あたかもこの騒動に終止符を打つがごとく、次の意見を発表した。

哲学館事件に対する意見⁽²⁾

我等は、目下問題となりおる哲学館事件につき、ム氏の動機説を教育上危険と認めず。又倫理学の教授に際し、中島氏がその引例をそのままになしおきし所作を以て、深く咎むべき不注意にあらずと認む

明治三十六年三月十日

丁酉倫理会々員

朝永三十郎 千葉 鉱藏

波多野精一 法貴慶次郎

吉田 賢竜 村上 専精

浮田 和民 桑木 敏翼

藤井健次郎 宮田 優
元良勇次郎
この意見書が発表された翌々日の三月十二日に「日本新聞に」次のような文部省談話が発表された。
哲学館事件に就て岡田総務長官の談話。

曰く、所謂哲学館事件については、其後兎角本省の意を誤解して説をなすものあり。又あるいは本省は一限本視学官の意思に依て直に処分を実行せるものごとく言うものあれども、是亦事実相違なり、元来マイアヘッドの論義にも敬重すべき価値の有する点少なからざるが、該書中自由のため弑逆を行ふも罪にあらずとあるは全く不穏当のものと認めざるを得ず、且つマイアヘッドは行為の善惡は動機に由て決すべしとの論をなすもの、この論を生徒に教授せんには十分なる批評を加うべき筈なるにも拘わらず、哲学館にては何等の批評を加えず、現に生徒の答案も本論そのままなるものあれば、該卒業生をして教師として学生を教授せしむるの日は頗る憂慮すべきものあるを免れず、依之単に同館に從来与へ来れる無試験にて教員のり得べき特典を廃止せるのみ、敢て哲学館の設立を妨害したるにもあらず、又敢てマイアヘッドの学説を一切否認したるにもあらず、殊に之が担任教員たる中島氏の解職のごときに至っては哲学館自身のなせる所、本省の更に閑知せざる所なり。要するに文部省は唯教授上の不注意により哲学館に對する認可の特典を取去りたるにすぎざるなり。

この談話は、丁酉倫理会の意見書に答えたものと察せられる。しか

つた。

し、事件発生以来、学界、教育界、世論のはげしさは、文部省の予期せざりしところ、殊に中島の解職については、「本省の更に閲知せざる所なり」と、かわしているが、当初、野尻視学官が哲学館講師の一人なる湯本武比古を訪ね、認可取消しの由來を話せし時、中島を哲学館にて直ちに解職すればよし、若しそのままに差おかば、公然本省より解職を命ずべし、然る時は学校並に中島の不名誉なれば学校自身にて解職すべしと云いたる由伝聞せり、是れ論旨退職にあらざるなきかと。これは風向きが不利となり、無責任の言辞を弄して平然たる官僚の答弁との指摘もあった。

一方、文科大学哲学科三年生の檄文に対しても「日本」及「読売」に局外中立生という者から「哲学館事件の問題の所在に就て」という寄書があった。曰く哲学館事件は單なる教育行政上の問題であつて学説上の問題にあらずと論じ、以て暗に大学生の憤激を慰撫せんとしたのである。⁽²⁾

このように一方には問題の所在に関する論争あり、他方には学説上の論難あり、ついに紛議の根本たる「倫理学」の原著者、英國バーミングハム大学教授マイアヘッドの聞く所となり、マイアヘッドは三月二十四日付をもつて一篇の弁妄書を神戸のクロニクル新聞に寄せ、五月一日発行の同紙には原文も掲載された。⁽³⁾ その訳文は大阪朝日紙上に最初に転載された。この弁妄書が、逆に中島の教授上の過失を裏付ける資料に引証されるに至ったのも皮肉であ

註

(1) 明治三十六年二月六日・読売新聞

(2) 明治三十六年二月六日・八日・読売新聞

(3) 明治三十六年二月八日・読売新聞、本論文末尾の併記

(4) 香原一勢・日本歴史 第三十八号 三六頁

(5) 明治三十六年二月十七、八日・読売新聞

(6) 同前

(7) 前掲・哲学館事件と倫理問題 一八三一四頁

(8) 独立評論 第三号 二四一三〇頁

(9) 同前・第四号 一七一二三頁

(10) 早稲田學報 第八二号 二三一四頁、前承、第八二号 一七一五〇頁

(11) 同前・第八二号 四五一七頁

(12) 独立評論 第六号 一一一九頁

(13) 同前・第七号 二三一三八頁

(14) 同前・第七号 三七頁

(15) 同前・第八号 二八一三三頁

(16) 同前・第八号 三三頁

(17) 東洋哲学 第十編第五号 二五二一九頁

(18) 太陽 第九卷第五号 五六一九頁

(19) 太陽 第九卷第四号 四九一六一頁

(20) 太陽 第九卷第六号 六三一七八頁

(21) 前掲・倫理講演集 第十三 八五一一六頁

(22) 太陽 第九卷第六号 七〇一七一頁

(23) 東洋哲学 第十編第三号 一八〇一二頁

(24) 前掲・倫理講演集 第十二 一〇四頁

(25) 明治三十六年三月十二日・「日本」新聞

(26) 前掲・哲学館事件と倫理問題 二三一頁

(2) 同前・二二三一二〇頁

(2) 前掲・倫理講演集 第十三 七九一八六頁

四 言論界の論評

筆を転じて、当時の世論を中心に、この事件の推移をみよう。代表的な新聞が、この事件をいかに報じたか、また大学学報のとりあげた代表的なものを以下採録分析して考察を進める。哲学館事件に関して新聞に報道された重なる言論を表示すれば、

○新聞社説社論の重なるもの

哲学館事件（明治三十六年一月三十一日）

頑冥固陋の文部省（一月三十日、二月一日二日）

哲学館事件（二月二日）

學理に対する政權の迫害（二月三日五日六日）

哲学館事件について（二月二十七日）

文部当局は何故に自らを論旨免官せざるか（三月二日）

学人の氣節を奈何（三月五日）

現今の倫理問題（二月一日、三月十日十一日十二日）

教育家の不注意（三月十九日）

倫理学と文部省、附哲学館事件

学問の独立（告天子）（二月九日）

形式教育の弊（二月十九日）

東京朝日新聞
萬朝報
中央新聞
中國新聞
時事新聞

(1) 「萬朝報」は三十六年一月三十日二月一日二日にかけて「頑冥固陋なる文部省」なる題下に、「上・私立学校撲滅の手段、中・又も偽忠君偽愛国の犠牲出づ、下・結論」と分つて連載し、「聞くムイアヘッドの倫理学は近世最も進歩せる学説として弘く我国にも行われ、只に哲学館のみならず、高等学校その他の官立諸学校において教科書として用いつつあり、且文部省の教員検定試験の参考書としても用いられる」という。文部省は今回危険なりと認めたる弑虐云々の引例につき嘗て、此等の諸学校及受験者等に注意を与えたることありや。かくの如きは未だ一度もなさざりし所、否哲学館もし不注意なりとせば、文部省は一層不注意なるにあらずや」と結論し手きびしく論評している。

(2) 東京朝日新聞「(中略) 哲学館が忠孝主義によりて子弟を教育し、その卒業生の中学校、師範学校の教師となりて、学界に貢献するもの多きは、人の既に知る所なり。哲学館はある点に於ては教員欠乏の今日において、その供給に力むる有力なる補助機関なり。而して中島氏は独り哲学館に倫理学を講授するのみならず、昨年の夏期迄は文部省の依嘱を受けて国定修身書編纂委員の一人たりし人なり。又本事件の起るまで文部省直轄の高等工業学校に倫理講師たりし人なり。文部当局は中島氏の人物若しくは学説に対し十二分の信用をおくにあらざれば、氏を用ゆること此の如くならざるべし。然るに哲学館に於ける一講座に於て、その用意の周到ならざりしが故に、直ちに氏を目して不穏の学説を抱持する者となし、又從來の性行主張の如何を問わず、

社説社論として取扱っている新聞は以上である。

……強いてこれに制裁を加うるはただに酷薄小恩の嫌あるのみならず、

当局自ら人を知るの明なきを表白する者なり。然れども中島氏も不注意は不注意なり、不注意の廉をもつて中島氏のみを制裁を加えたりとせば、当局の処置も尚諒すべし。然れども当局は独り中島氏の論旨退職に嫌たらず、哲学館主にもその責を負わしめて無試験検定の特權を剥奪せり。是れ何の為ぞ。」（後略）

東京朝日の報道は、中島の教授上の不注意は不注意として認める立場をとり、その当局の過酷の処分に対しては納得せず、「吾人豈中島その人の為に是を言わんや」として、「教育界中小人の儒多くして、君子の儒なきを慨するものなり」と結んでいる。

(3) 每日新聞は三十六年二月一日の「教育界の一問題」なる報道論評には、二つの注目すべき記述がある。その一つは「標準教科書を如何」と題して、「文部省は、一方に哲学館を所罰すると同時に、中島徳蔵氏の教師たることを禁じたり。然れども是がために文部省自ら刀を自家の腹に加うることとなれり。中島氏は大学選科の卒業生にして、頭腦明晰、学識を以て学者間に知らる。曩に文部省は氏を雇うて小学校修身書の標準教科書を編纂せしめ、今や教科書收賄問題破裂するに及び、文部省が国定教科書として採用せんとの意のあるは、則ち中島氏の手に成りたるものなりとい。然るに文部省は中島氏その人を危険として、その教員たる資格を奪いたり。文部省が果してその手に成りたる標準教科書を如何にせんと欲するか。」

これは、文部省の痛いところをついたものであり、さらに「中島氏

の危禍との関係」として、

(中略) 然れども中島氏が危禍を買うことは、必らずしも今日に始まるにあらず、氏の前年文部省の雇を解かれたるも、亦実に「忠孝論」との関係なりき。即ち「中島徳蔵は教育勅語撤回を主張す」との説一時専ら行われき。文部省にてもさることなしといえ、中島氏自身も亦た決してざることなしと弁ずといえども、旧来倫理教育上の病弊に対して、氏が時流以外の意見を持せしことは事実なるべく、氏の今日ある、由來ありと云うべきか。

この記事については、拙論二にあげた「日本」新聞明治三十五年十二月二十四日「雲間寸観」の記事とも関連して考究にあたりするが、目下のところ他に立証すべき資料に乏しいので他日を期したい。

(4) 中央新聞は、抑も泰西諸儒の倫理学を講述するにあたりて、その学説学理の「我國體と合一なることを求むべからざるは弁をまたずして明らかなり。現に同じく東方に國するも、支那先儒の学説が往々わが國体に合せずして古來學者社會の一問題となりしことありしは必ずしも珍しき例にあらず。況んやわが國と習慣風俗教義を異にする泰西諸國にあっては、彼國學士の學説、一々わが國體國風に合することを期すべからざるに於ておや。故に世の先進先覺たる者は宜しくその学を解するにおいて特別の注意を以てし、所謂夫の人の子を賊うの誤りに陥らしめざることを期せざるべからず。この点において中島某が「ム」氏の倫理學を講述するに當つて、我が國体に合すべからざることを注意せざりしは、用心周到を欠くものあることは、固より論なき也。」と、

以下は朝日と同一論調で、この事件を論評している。

(5) 大阪朝日新聞は「学問の独立」と題し、哲学館事件についてなるサブタイトルをつけて論評している。「只世人をして、学理は何処までも世界的にして、是が研究講述は、校の官私を問はず、一切自由開発的に放任せられざるべからざる事を知らしむれば足れり。如上の見地よりして、吾人はマイアヘッドの学説を是認し、その毫も国体に対しても不穏ならざるのみならず、又本件の起因たる引例に關しても、之を學説の説明として、適當なるを認め、且中島氏が特にこの場合に注意をなさざりしとて、あながちその人格を否定し、無辜なる学生学校を酷するの挙を難じ、更に進んで学問の絶対的独立を唱え、日本国民の覺醒を望むものなり。」(告天子)と強く学問の独立を叫んでいる。

(6) ひとり平素教育界の出来事を報道するに勉めている国民新聞は、その雑報においてすら一言も該事件に言及しなかったのは、奇といふべきであった。次に、大学学報、機関誌にも、この事件を取りあげ、論評を加えるものがあらわれた。中でも慶應義塾学報、早稲田学報その他について考察しよう。

早稲田学報は、「哲學館認可取消事件」なる題下に(中略)これ形式主義の教育界を表わす好個の材料にあらずや。さ程までにその倫理書が不都合の理論を記述せるものならば、何が故にその発売を禁止せざる、何が故にその原書の輸入を禁止せざる。元来マイアヘッドの説は穩健なり。吾人の見る所を以てすれば、曲解するにあらずんば、これを国体に違背するものとは云い難し、さらにかくのごとき大問題に接

しながら、学者間の意見をも問はず、ただ一個の俗吏の言により決定せる文部省こそ無能なれ、哲学館たるもの、及び責任者たる中島君は、社会に向って是非の解決を求めて可なり。徒らに俗吏俗物の躊躇するところとなる勿れ。」と学問の独立を校是としている早稲田らしく、するべく論評している。

国学院雑誌は「(中略)哲学館の道徳主義が忠君愛國にありしことは吾人の信じて疑わざる所なり。然るを学説上意見の発表とはいえ、教員養成たる一面を有せる同館が、此等不祥の文字を看過して怪しまざりしは、わが国体上あり得べからざる事なるによるとはいえ、過失不注意の責は免れず、吾人はこの過失不注意のために、同館が奇禍を得たるを悲しむ。」と論評している。これに比して、

慶應義塾学報は「哲学館対文部省事件は聊か八ヶ間敷なれり。文部の頑冥不靈は今に始まひざることながら、實に困りたるものなり。」と断じている。

本事件は当時の言論界をにぎわし、都下の大新聞をはじめ、各大学の機関誌は、それぞれ大きく扱っている。その論調の大体の傾向としては、哲学館及び中島に同情的であつたと見てよからう。これにはいわゆる「判官びいき」的な感情で、受難者に対する同情が、働いていたことも見のがすことはできない。しかし、他面新聞雑誌の論調の中には、文部当局の処置を支持し、哲学館及中島を妥当ならざるものとしている記事があることも見落してはならない。その例証として、

「中島氏の教授は粗鹵千万にして、文部省が哲学館に対する処置は相当の处分なりとなすものなり。而も一瑣事以て邦家の尊嚴を煩わすに至らず。文部果してこれに憂うとせば、余輩只その小胆為すなきを笑わんのみ。さればとて自己の教授の粗鹵不備を顧みずして、漫に文部の短見を罵るものは亦予輩の執らざる所なり。」⁽¹⁵⁾と中島に対して手

することになる。それで文部省を攻撃することは、権勢あり職責あるものに対して反抗の態度を執るものであつて誠に愉快であろう。しかし、どうしてもこれは攻撃一方になることを免れない。文部省に学識ある人は少なくない。けれども民間の議論と同様に議論を闘わすなどということは、自ら出来難い地位に立っている。民間の論者はただ攻撃するばかりであるからして、世間ではどうしても一方の議論ばかり聞いている訳である。それでこれによつて是非を定めようとしたならば、それは公平とはいえない。又災厄者に対する同情というものがあるから、この同情という一点から議論をすると、亦公平を失い易い、併しながら、今では災厄者に対する同情も、滔々たる文部省攻撃によって償われたであろうと思う。⁽¹⁵⁾と述べている井上の発言は世論の動向を察知するに見のがしてはならぬ見解であろう。

五
む
す
び

明治の哲学館事件は、普通の時事問題とは、全くその性質を異にしている。すなわち教育を主軸とし、学問・思想上に緊密な関係をもつところに特質がある。しかも特記しなければならないことは、当時の学界の毅然たる態度である。賛意を表するものも、反対するものも、中には多少慷慨にすぎた言辞のまじったものもある。しかし私心をすべて堂々所信を表明し、その信念が一貫して毫もゆずらなかつた事である。

ために、教育界・学界及び一般の世論が昂揚し、これに學問上から論斷を加えたのであった。行政上の措置について論難相つぎ、學問研究の上にも行政批判の上にも後世のため大いに示唆するところがあつ

- 註① 明治三十六年二月三十日・萬朝報
 ② 明治三十六年二月三十日・東京朝日新聞
 ③ 明治三十六年二月一日・毎日新聞
 ④ 明治三十六年二月一日・毎日新聞
 ⑤ 明治三十六年二月二日・中央新聞
 ⑥ 明治三十六年二月九日(告天子)・大阪朝日新聞
 ⑦ 東洋哲学 第十編第三号・一七九頁
 ⑧ 早稻田學報 第七九号・六九頁
 ⑨ 國學院雜誌・第九卷第二号 七八一九頁
 ⑩ 慶應義塾學報・第六二号 三五一大頁
 ⑪ 教育界・第二卷第五号 一一二頁
 ⑫ 太陽・第九卷第六号 七四頁

た。ここにこの事件究明の意義がある。

ただこの問題は、当時からなお容易に落着せぬ大事な問題であるといわれていた。しかし明治後期に、とりわけ大事件続出の大きなうねりの世相の中では、他の事件の送迎に国民は心奪われ、「歴史はくりかえす」という金言をも忘れてしまった。ためにこの重要な問題討究の議論は、その後あまり世上に現れぬまま、人々に耳遠くなつた。筆者が秃筆を駆した所以はそこにある。

(本学教授・教育学)